

第2回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 会議録

日 時：平成17年1月16日(日)

午後1時30分

場 所：相馬村 長慶閣 研修室

出席者

会 長 金澤 隆

副会長 田中 元 山内良衛

委 員

弘前市

藤田 喜代一 町田 藤一郎 藤田 隆司 長内 正宏 新戸部 満男

岩木町

村上 忠幸 小山内 稔 石田 純一 對馬 孝夫 石田 芳美

山城 正子

相馬村

成田 柁雪 清野 一榮 栗形 昭一 山崎 隆穂 三上 昇

青森県

木村 宗敬

欠席委員

石木田 正三郎(弘前市) 宮川 正道(相馬村)

## 会議項目

### 協議事項

- ( 1 ) 協議第 9 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ( 2 ) 協議第 10 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ( 3 ) 協議第 11 号 地方税の取扱いについて
- ( 4 ) 協議第 12 号 使用料・手数料の取扱いについて
- ( 5 ) 協議第 13 号 公共的団体等の取扱いについて
- ( 6 ) 協議第 14 号 補助金・交付金等の取扱いについて
- ( 7 ) 協議第 15 号 地域審議会等の取扱いについて
- ( 8 ) 協議第 16 号 新市建設計画について

### 第 3 回協議会の協議事項

- ( 1 ) 協議第 17 号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- ( 2 ) 協議第 18 号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- ( 3 ) 協議第 19 号 条例・規則等の取扱いについて
- ( 4 ) 協議第 20 号 事務組織及び機構の取扱いについて
- ( 5 ) 協議第 21 号 一部事務組合等の取扱いについて
- ( 6 ) 協議第 22 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- ( 7 ) 協議第 23 号 介護保険事業の取扱いについて
- ( 8 ) 協議第 24 号 消防団の取扱いについて
- ( 9 ) 協議第 25 号 男女共同参画推進関係事業について
- ( 10 ) 協議第 26 号 姉妹都市・国際交流関係事業について
- ( 11 ) 協議第 27 号 広報広聴関係事業について
- ( 12 ) 協議第 28 号 住民活動関係事業について
- ( 13 ) 協議第 29 号 情報化関係事業について
- ( 14 ) 協議第 30 号 交通関係事業について
- ( 15 ) 協議第 31 号 消防防災関係事業について
- ( 16 ) 協議第 32 号 納税関係事業について
- ( 17 ) 協議第 33 号 住民生活・防犯関係事業について

事務局長

それではただいまから第2回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会を開催いたします。  
私は本日の司会進行役を務めさせていただきます事務局長の須藤と申します。よろしく願いいたします。

なお本日は弘前市の石木田委員、それから相馬村の宮川委員が欠席となっております。

はじめに会長からごあいさつをお願いいたします。

会長

第2回の会議の開催にあたりごあいさつを申し上げます。

本日はご多用のところご出席をいただきましてありがとうございます。

新年を迎え、いよいよ市町村合併に向けての正念場の年となります。昨年末の第1回の協議会では、合併の方式をはじめとした重要項目について確認をいただきました。

今後3月までの限られた時間の中で協議を進めていくこととなりますが、慎重に協議を重ねてまいりたいと思いますので、引き続きみなさま方のご協力をお願いいたします。

本日は協議事項8件の確認と、第3回協議会での協議事項17件の説明を予定しております。委員のみなさまには忌憚のないご意見やご提言をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局長

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

事務局長

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

会議の進行は、規約第11条第2項により、会長に議長をお願いいたします。

議長(会長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

それではまず次第3の協議事項でございます。

(1)協議第9号から(7)協議第15号までは、前回の協議会で事務局から提案文と資料の説明をし、質疑応答を行っていますので、事務局から補足説明がある場合以外は、基本的には説明を省略し、順次協議してまいりたいと思います。

それでは(1)協議第9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご協議をいただきます。

ご意見のある方はどうぞ。

(なしの声)

議長(会長)

ないようでございますので、お諮りいたします。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたい

と思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に(2)協議第10号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。事務局から補足説明がありますので、説明の後にご協議をいただきます。事務局、説明をお願いします。

事務局

1 新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定(以下、「在任特例規定」という。)を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2 在任特例規定を適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は、39人とする。

3 在任特例規定を適用後の選挙区の数及び各区域の委員の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおりとする。

現弘前市の区域 11選挙区 30人

現岩木町の区域 2選挙区 6人

現相馬村の区域 1選挙区 3人

4 在任特例規定を適用する期間における農業委員会の委員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、会長、会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者の報酬の額は、弘前市の例による。

ということでございます。

3市町村合併後における選任委員の選出についてでございます。

まず農業委員会に関する法律第12条第1項第1号適用委員は5人ということでございまして、農業協同組合推薦委員、各農業組合から1人、現在の予定ではつがる弘前農業協同組合1人、津軽石川農業協同組合1人、相馬村農業協同組合1人の計3人でございます。

次に農業共済組合推薦委員でございますが、各農業共済組合から1人ということになってございまして、現在の予定では弘前広域農業共済組合から1人ということになってございます。

次に土地改良区推薦委員でございますが、各土地改良区が協議のうえ決定した土地改良区から1人ということになってございます。現在合併3市町村全体で14土地改良区が存在していますが、これの中から協議のうえ一つの土地改良区とするということになってございます。

次に農業委員会に関する法律第12条第1項第2号適用委員、これにつきましては4人以内ということでございまして、この対象は議会推薦委員ということになってございます。これにつきましては弘前3人、岩木町3人、相馬村1人、計7人という人数でございますが、このうち合併後は4人以内の推薦ということになってございます。

以上でございます。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

藤田隆司委員 弘前の藤田ですが、前回は提案をされていますので概ね理解をしていますが、実は定数の問題であります。39人ということですが、これは農業委員会の方の法律からいくと、40人以内となっておりますので、39名に至った基本的な考えについて明らかにしていただきたいと思っております。

次に関連をして、いま選任委員の話が事務局の方からありましたが、2号委員の件については、どのような推移になるか、その辺について明らかにしていただきたいと思っております。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

事務局 農業委員会等に関する法律では、選挙委員が40人以内ということになってございますが、まず各会長さんの方からそれぞれの区域で選挙区を設けてほしいという要望がありました。この選挙区を設ける場合の農業委員の定数でございますが、各選挙区において選挙すべき農業委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して、それぞれ各選挙区に配分するようになつてございまして、各選挙区の人数を決めるに際して、選挙人の数を主体としまして、現在の農業委員数、農地面積を参考にして農業委員数をそれぞれ決めた結果、弘前30人、岩木町6人、相馬村3人という形でそれぞれ農業委員会の会長さんからも要望がありました数と一致したので、39名という形で人数を決めたということでございます。

2号委員の選任委員につきましては、合併までに協議、決定されるということで考えてございます。以上でございます。

藤田隆司委員 ありがとうございます。

そうすると基本的な考え方として、農地の面積というのが主体的に農業委員の数を決定をしたということの基本的な考えでよろしいかどうか確認をさせていただきます。

事務局 39人という数を決めたのは、選挙人の有権者数というのが主体でございまして、あとは農地面積、それから現在の農業委員数ということで決めさせていただいてございます。

議長（会長） よろしゅうございますか。

その他にご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） それでは、ご質問がないようでございます。ご意見はございますか。

(なしの声)

議長(会長) ないようでございますのでお諮りいたします。  
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいたしました。  
次に(3)協議第11号 地方税の取扱いについてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ないようでございますのでお諮りいたします。  
地方税の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、地方税の取扱いについては原案のとおりとすることで確認をいたしました。  
次に(4)協議第12号 使用料・手数料の取扱いについてご協議をいただきます。どうぞご意見がおありの方はお願いいたします。

(なしの声)

藤田隆司委員 使用料の問題について質問をさせていただきます。  
前回、市民会館で基本的なスタンスについては説明を受けました。しからば基本的に聞いておきたいのは、3市、町、村での差異のある使用料と申しますが、水道料金とか下水道料金、住宅の使用料、保育料とか、これは今後出てくると思うんですが、基本的に使用料については、原則として現行どおりとする、この考え方なんですが、そのようなことに至った経過と、そうすれば一つの市ですから一つの手数料になるわけですが、その辺の見通しについて現段階でどのようにお考えなのか明らかにしていただきたいと思います。

次に手数料の問題についてであります。これも合併時に統一をするということですが、統一をするに当たっての基本的なスタンスと申しますが、方針についてお考えがあれば明らかにしていただきたいと思います。以上であります。

議長（会長） その件はどうなんですか。この間説明を申し上げましたので、きょうは質問は省略ということで、ご意見ということなんですけども、その辺はどうしたらよろしゅうございますか。事務局で回答してください。

事務局 まず使用料の方でございますけども、これは現行どおり今のところは引き継ぐということで、できれば平成20年度くらいをめどに再編したいということが一つございます。

それと手数料の方でございますけども、これもいま現在の3市町村の幅の間でできれば調整していきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（会長） よろしゅうございますか。  
それではご意見をいただきます。

（なしの声）

議長（会長） お諮りいたします。  
使用料・手数料の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、使用料・手数料の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいたしました。  
次に（5）協議第13号 公共的団体等の取扱いについてご協議をいただきます。  
どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がないようでございますので、お諮りいたします。  
公共的団体等の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、公共的団体等の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいたしました。  
次に（6）協議第14号 補助金・交付金等の取扱いについてであります。事務局から補足説明がありますので、まず補足説明をしてください。

事務局 協議第14号の協議に当たりまして、補足説明をいたします。

第1回協議会で補助金・交付金等の一覧表を9ページにわたってお示したわけでございます。この一覧表の作成に当たりましては、その名称が負担金となっているものであっても、補助金・交付金の性格が強いものについては、一覧表に記載してございます。また一方で名称が補助金となっても、その実態が負担金の性格が強いものは除いております。また同じ団体に複数の補助金・交付金を交付している場合は、一括して記載してございます。

なお、個別の補助金・交付金等はそれぞれ関係する専門部会でその取扱いについて協議、調整されますが、この一覧表から漏れている項目がございまして、調整については漏れないように心がけてこのあと合併までにやっていくつもりでございます。この一覧表の趣旨は、どのような補助金・交付金があるのかを参考として添付したものでございます。以上でございます。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） それではご意見のある方はどうぞ。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございますのでお諮りいたします。

補助金・交付金等の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、補助金・交付金等の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいたしました。

次に（7）協議第15号 地域審議会等の取扱いについてをご協議いただきます。どうぞご意見を願います。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。

地域審議会等の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、地域審議会等の取扱いについては、原案のとおりとす

ることで確認をいただきました。

次に（８）協議第１６号 新市建設計画についてであります。

新市建設計画については、前回説明をいたしました素案にみなさまからのご意見を  
受けて修正しました原案を、本日お配りしております。修正内容について事務局から  
説明してください。

事務局

それでは私の方から、協議第１６号の修正内容についてご説明をいたします。

協議第１６号新市建設計画であります。前回、ご説明いたしました新市建設計画  
（素案）に対して弘前市から３件、岩木町から２件、相馬村から４件、計９件のご意  
見がございました。また、事務局で精査した結果、修正が必要になったものが４件ご  
ざいます。

これらの意見等を踏まえて、新市建設計画（素案）等を修正しておりますので、お  
配りしております新市建設計画関係資料で説明いたします。

まず、「新市建設計画（素案）等への意見及び対応」と書いた A 3 大判の資料は、  
素案に対する意見と対応について一覧表としてまとめたものであります。

具体的な修正箇所については、新市建設計画（原案）を使って説明いたしますが、  
修正箇所は網掛けをして目立つようにしておりますのでご了解をお願いいたします。

まず新市建設計画（原案）の２ページをお開き願います。

（５）厳しい財政状況の部分の２行目と３行目の国と地方の長期債務残について、平  
成１７年度財務省原案に基づいて事務局で訂正したものであります。

次に１５ページと１６ページをお開き願います。

「第１章 新市の概況」の中に生産額に関するデータが必要ではないかという意見を  
受けて、「純生産」の項目を追加したものであります。

次に２６ページをお開き願います。

「１ 新市の目標」の中段に「天文台や森林科学館などの施設が整備されています」  
とありましたが、「整備」という表現を見直してほしいという意見を受けて、「整備」  
を「設置」に訂正したものであります。

次に３３ページをお開き願います。

商業・工業に関する重点施策を設定する必要があるという意見を受けて、産業関係  
の重点施策として「（４）商業・工業の振興」を、また主要事業として「商店街活性  
化事業」と「企業立地促進事業」を追加したものであります。

また、一体感のあるまちづくりプロジェクトの一つとして「岩木川さくらづつみ自  
然環境公園整備事業」を取り上げることを提案する意見がございました。これにつ  
きましては、国の関係機関との調整手続きが必要であり、新市建設計画に掲載するこ  
とは困難なため、この意見については、新市の総合計画策定担当部門に申し送ること  
としたいと思います。

次に３４ページをお開き願います。

新市まちづくり基金については、地域の個性を大切にする視点も必要ではないかと  
いう意見を受けて、（１）一体感のあるまちづくりプロジェクトの５行目に、「それ  
ぞれの地域がこれまで育んできた伝統や個性を生かしつつ」という文言を追加したも

のであります。

次に39ページをお開き願います。

「森林資源の活用方を検討していただきたい。」という意見を受けて、「(3) 農林業持続・発展の基盤づくり」の9行目に「森林資源の活用に努めます。」という文言を追加したものであります。また、「(3) 農林業持続・発展の基盤づくり」の下に、「(4) 商業・工業の振興」の項目を追加しておりますが、これは、33ページで重点施策を追加したことに伴うものであります。

次に42ページをお開き願います。

「4 計画の推進に向けて」の中で、新市の既存の地域開発制度の適用状況、一体化の考え方及び諸制度の活用などに関する考え方を明らかにするべきであるという意見がございました。地域開発制度の適用状況及び一体化については、計画の構成上追記が困難であるものと考えます。また、諸制度の活用については「4 計画の推進に向けて」の下に「本計画の推進に当たっては、国、県の各種計画や諸制度との連携を図りながら進めるとともに、市民との連携と協働、行財政運営の効率化の視点に立って各種施策を展開します」という文言を追加したものであります。

次に50ページをお開き願います。

「合併特例債事業等に係る経費と財源」の合併特例債事業等の項目の末尾に、普通会計以外の事業費も加えた合併特例債事業総額204億3千万円を明示したものであります。また、新市まちづくり基金の造成年度を平成17年度から平成18年度に修正したものであります。

次に、「その他」に「合併による県の市町村合併支援特別交付金」の項目を追加しておりますが、これは、第1回の協議会以降に、その概要が明らかになったことによるものであります。平成18年度から5年間で総額5億円の交付金が見込まれております。

なお、当該交付金の計上に伴い、その下に記載されている「合併に伴う財政影響額等」の金額も変更されております。

次に51ページと52ページの網掛け部分は、いずれも今述べた「県の市町村合併支援特別交付金」の計上に伴い変更となったものであります。

次に主要事業を構成する具体的事業一覧をご覧ください。

具体的事業一覧の2ページをお開き願います。

「多目的集会所建設事業を加えてほしい」という意見を受けて、「地区交流センター建設事業」の整備地域について、全市に拡大し、新市において計画的に整備することとしたものであります。

同じく事業一覧の8ページをお開き願います。

新市建設計画(原案)の33ページに重点施策として「商業・工業の振興」を追加したことを受けて、関係する具体的事業を追加したものであります。

各市町村からの意見等に対する対応方は以上であります。

なお、新市建設計画については、今後、県との協議もありますので、本日の協議会で原案を決定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上であります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようですので、それではご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がないようでございます。  
お諮りいたします。  
新市建設計画については、本日の会議で確認をいただいた原案で県と協議したいと思っておりますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、新市建設計画については、この原案で県と協議することを確認いただきました。  
協議事項の確認は以上で終了いたしました。  
休みを取りますか。

（続行の声）

議長（会長） 続行でよろしゅうございますか。  
それでは続けて協議をいたします。  
次第4に入ります。第3回協議会の協議事項でございます。  
ここからの案件については、本日事務局から説明をし、その後みなさまからご質問をいただいて、次回第3回の協議会で協議して確認をいただきたいと思いますと思っております。  
よろしく願いいたします。  
それでは次第4の（1）協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて事務局から説明してください。

事務局 それでは説明させていただきます。人事専門部会の工藤と申します。よろしく願いいたします。  
協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについてであります。  
まず、1ページの提案文を読み上げます。  
一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。  
1 3市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。  
2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

3 職名等の職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に再編する。

4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、国家公務員に準じることを基本とし、合併時に再編する

なお、現職員については、現給を保障したうえで、合併後必要に応じて調整する。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページは、平成16年4月1日現在の条例定数と現員の状況であります。3市町村合計で、1,597名の一般職の職員が在職しており、すべて新市の職員として引き継ぐことになります。

また、新市において職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める必要がございます。

3ページをご覧ください。

3ページは、3市町村の一般行政職の代表的な職名と職制を示してございます。

弘前市は部制を採用しており、部長職がありますが、岩木町と相馬村では課制を採用しているため、課長職までとなっております。同様の職名もございますが、職制が異なっていることから、職名等を含む職制そのものを合併時に再編する必要がございます。

4ページをご覧ください。

4ページ以降は給料と手当の状況を別紙資料によりまとめてございます。

新市の給与制度は、国家公務員に準じることを基本として、合併時に再編いたします。合併後に採用される職員は、新市の新たな給与制度によることとなりますが、合併の前日に在職する職員についてはその現給を保障したうえで新市の給与制度により運用されていくこととなりますが、新市の標準的な給与モデルと比較して格差の大きな職員については、合併後必要に応じて調整しようとするものであります。

5ページをご覧ください。

5ページは職員給料の現況であります。

3市町村のラスパイレス指数、平均給料月額及び平均年齢、初任給基準をまとめております。

次に6ページをご覧ください。

6ページは主な職員手当の現況であります。

退職手当は退職時の特別昇給に若干差異がありますが、住居手当と扶養手当は同一制度であります。通勤手当は交通機関以外を利用する場合の手当が異なっております。

7ページをご覧ください。

7ページは、代表的な特殊勤務手当と期末勤勉手当の状況をまとめております。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

藤田隆司委員 工藤課長さんの説明は分かるんですが、3の職名等の職制について、これはこれで文言は分かるんですが、例えばいま部制が弘前にしかれますので、部制を継続するという提案だと思っんですが、関連して、そうすれば部の数とかそういうものについての、これから3市、町、村が合併した場合にそういうことも含めて今後議論にしていくなのかどうか、その辺について現段階のお考えを明らかにしていただきたいと思っます。以上であります。

事務局 これは組織の関係とも関連がありますけれども、今後その辺については部制の関係も含めてでございますが、人事の専門部会でいろいろ調整、検討を図っていくことにしてございます。そういう考えでございます。

議長（会長） よろしゅうございますか。  
その他にご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようです。  
それでは次に移ります。（2）協議第18号 特別職の職員の身分の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 それでは説明させていただきます。  
協議第18号 特別職の職員の身分の取扱いについてであります。  
まず、1ページの提案文を読み上げます。  
特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。  
1 特別職の職員の身分の取扱いについては、関係法令の定めるところによる。  
2 新市の市長職務執行者の給料等については、弘前市長の例による。  
3 特別職の職員の給料等については、弘前市の例による。  
以上が提案内容であります。  
まず2ページをご覧くださいと思います。  
提案項目の1番目、身分の取扱いについては、関係法令の定めるところとなっておりますが、具体的な取扱いを示したものであります。  
新設合併であることから、特別職の職員はすべて失職することになりますが、さまざまな取扱いが定められております。  
まず、市町村長は失職するため、3人の市町村長の中から協議により市長職務執行者を選任し、50日以内に選挙を行って、新市長を選任することになります。  
助役と収入役は、新市長が議会の同意を得て選任するまでは不在となりますが、地方自治法の規定によりまして、収入役が欠けたときは必ずその職務を代理する者を置く必要があります。  
教育長は一般職に属する地方公務員とされていますが、議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、他の特別職と同様に失職

することになります。

職務執行者は、教育委員であった者の中から最初の委員を臨時に選任し、互選により委員長と教育長を選任します。その後、新市長が議会に教育委員の人事を提案し、同意を得て、新市教育委員会が発足します。

公営企業管理者は、新市長が新たに任命するまでは不在となりますが、地方公営企業法の規定によりまして、管理者が欠けたときは必ずその職務を代理する者を置く必要があります。新市長が新たな公営企業管理者を任命するまでは、職務代理者が管理者の職務を行うこととなります。

3ページをご覧くださいと思います。

選挙管理委員会委員は、選挙管理委員会委員であった者の中から4名を互選し、暫定的な選挙管理委員会を組織します。さらに互選により委員長を選任し、その後、新市議会で選挙により選任され、新市選挙管理委員会が発足します。

監査委員は特別の選任規定がないため、新市長が議会の同意を得て選任するまでの間は不在となります。

固定資産評価審査委員会委員は、職務執行者が固定資産評価審査委員会委員であった者の中から3名選任し、暫定的な固定資産評価審査委員会を組織します。さらに新市長は議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任するまでの間、固定資産評価審査委員会委員であった者の中から3名を選任し、再び暫定的な固定資産評価審査委員会を組織します。

4ページをご覧ください。

4ページ1は、常勤特別職の現員と任期の状況であります。

2は、常勤特別職の給料を、上段に月額で、下段に年額で示したものであります。

5ページをご覧ください。

5ページは、行政委員会委員等の現員と、報酬を示したものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございますので、次に（3）協議第19号 条例・規則等の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 例規専門部会の桜田です。よろしくお願いいいたします。

それでは、協議第19号条例・規則等の取扱いについて、ご説明申し上げます。

まず、提案文を読み上げます。

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例・規則等の制定に当たっては、次の区分により整備する。

（1）合併と同時に市長職務執行者が専決処分により、新市において新たに条例を制定し、施行させるもの

(2) 合併と同時に各制定権者が新市において新たに規則等を制定し、施行させるもの

(3) 新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行させるもの

(4) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

以上が提案内容であります。

合併の方式を新設合併としたことから、合併の日の前日において3市町村の条例・規則等は全て効力を失うこととなります。そのため、新市においては、各種事務事業等の調整結果に基づきまして、新たに条例・規則等を制定し施行させる必要があります。今回の提案は、条例・規則等を施行するための整備方針を諮るものであります。

2ページをお開きください。

区分1は、合併と同時に施行する必要がある条例について、市長職務執行者が専決処分により制定し、施行させるものであります。これにより制定・施行した条例については、直近の議会に報告し承認を受けることとなります。

区分2は、合併と同時に施行する必要がある長の制定する規則、各行政委員会規則等について、各制定権者が制定し、施行させるものであります。

区分3は、合併の前日において3市町村で現に施行されていた条例・規則等のうち必要なものを、新市において新たに条例・規則等を制定するまでの間、暫定的に施行させるもので、新設合併の場合に適用されるものであります。

区分4は、新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるものや、議案提案権が長にない条例などです。

参考として、他地域の合併における一般的な事例を掲載しております。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長（会長） それでは次に(4)協議第20号 事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第20号 事務組織及び機構の取扱いについてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 新市の事務組織及び機構については、次に定める「組織整備の基本方針」に基づき合併時に再編する。

(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織

(2) 簡素で効率的な組織

(3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織

(4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織

(5) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織

2 現弘前市役所を本庁とし、現岩木町役場及び現相馬村役場を総合支所とする。  
ただし、本庁の機能の一部を現岩木町役場に置く。

3 本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等及び現弘前市の区域に関する事務を所管する。

また、総合支所は、現岩木町及び現相馬村の区域を所管区域とし、原則としてこれまでの住民サービスを提供する。

以上が提案内容であります。

2ページをお開きください。

2ページは、行政機構及び職員配置についてであります。

平成16年4月1日現在、3市町村の行政機構及び職員配置は、「各自治体の現況」欄のとおりとなっておりますが、新市としての新たな行政機構を定め各部署の分掌事務に対応した職員配置をする必要があることから、合併時に再編するものであります。具体的調整内容は提案文のとおりであります。

次に3ページをお開きください。

本庁と総合支所の業務内容について、例を掲げております。図の左側、本庁（弘前市）と記載されている部分をご覧ください。

上の部分に記載されている事項は本庁機能であり、本庁の所管を新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務等として、総務・企画・財政・人事等を例示しております。

また、図の右側、総合支所（岩木町・相馬村）と記載されている部分は、総合支所の機能として各部門別の窓口業務・施設維持管理業務などを例としてお示したものであります。

なお、本庁は、ご覧のとおり本庁機能と総合支所機能を併せ持つこととなります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

清野一栄委員 相馬村の清野ですけれども、本庁機能の一部を岩木町に置くとございますけれども、何部を置くかとお考えなのかお尋ねいたします。

事務局 何部を配置するかということにつきましてですけれども、これにつきましては全体的な視野での作業と、今後そういうふうになるかと思っておりますので、今後人事の専門部会でいろいろ組織の再編作業があるわけですけれども、そこで調整、検討されるということになるかと思っております。以上でございます。

議長（会長） 岩木町の地域の産業等の、あるいは住民組織等の特性を考えながら、本庁機能の一部を岩木町の役場に分庁して置くという考え方です。このあといろいろ協議をしながら、何部門が適当なのかということを含めていきたいと思っております。

その他にご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) それでは次に(5)協議第21号 一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第21号 一部事務組合等の取扱いについてであります。  
まず、提案文を読み上げます。  
一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。  
1 合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する一部事務組合等  
(1) 弘前地区環境整備事務組合  
(2) 青森県交通災害共済組合  
(3) 弘前地区消防事務組合  
(4) 津軽広域水道企業団  
(5) 青森県市長会館管理組合  
(6) 津軽広域連合  
(7) 青森県中弘南黒地方視聴覚教育協議会  
(8) 弘前地区交通安全対策会議  
2 合併の日の前日をもって脱退する一部事務組合  
(1) 青森県消防補償等組合  
(2) 青森県市町村税滞納整理組合  
(3) 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合  
(4) 青森県自治会館管理組合  
(5) 青森県市町村職員退職手当組合  
3 合併の日の前日をもって解散する一部事務組合  
(1) 中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合  
以上が提案内容であります。  
続きまして2ページと3ページには、各一部事務組合等の構成市町村と共同処理事務の内容を示した一覧表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ないようですので、それでは次に(6)協議第22号 国民健康保険事業の取扱いについて、事務局から説明してください。

国保年金部会の古川でございます。ご説明をいたします。

協議第22号 国民健康保険事業の取扱いについてであります。

まず、提案文を読み上げます。

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 保険料、保険税の別は、弘前市の例により保険料とする。
- 2 保険料の減額賦課については、現行どおりとする。
- 3 賦課方式については、弘前市・岩木町の例による。
- 4 保険料率については、平成18年度に統一する。
- 5 保険料の納期については、弘前市・岩木町の例による。

以上が提案内容であります。

次のページをお開きください。

- 1の保険料、保険税の別についてであります。

現在は、弘前市が保険料、岩木町と相馬村が保険税を採用しております。

保険料と保険税で、大きく異なるのは、徴収権の消滅時効に係る期間と賦課あるいは課税の決定権行使の期間制限であります。

調整方針は、「弘前市の例による。」で、保険料を採用しようとするものであります。したがって、徴収権の消滅時効に係る期間及び賦課の決定権行使の期間制限のいずれも2年となります。なお、合併前の3市町村の徴収権及び賦課決定権は新市に引き継ぐこととなります。

- 2の減額賦課についてであります。

現在は、3市町村とも7割、5割、2割軽減賦課を適用しております。

調整方針は「現行どおり。」で、新市においても7割、5割、2割軽減賦課を実施するように料率を設定しようとするものであります。

- 3の賦課方式についてであります。

賦課方式は、弘前市と岩木町で所得割額、均等割額、平等割額の合計の3方式ですが、相馬村のみで資産割額を加えた4方式を導入しております。

調整方針は、「弘前市・岩木町の例による。」で、所得割額、均等割額、平等割額の合計の3方式にしようとするものであります。

- 4の保険料率についてであります。

調整方針は、「平成18年度に統一する。」で平成18年度の保険料から統一しようとするものです。ただし、具体的な料率については、保険給付費に見合うように算定するもので、所得割については前年の所得を把握したうえで、具体的な率を確定し、均等割及び平等割については合併後の保険者規模により具体的な金額を確定するものであります。

- 5の保険料の納期についてであります。

現在は、弘前市と岩木町が7月から翌年2月までの8期制で、相馬村が7、9、11、12月の4期制となっております。

調整方針は、「弘前市・岩木町の例による。」で、7月から翌年2月までの8期制としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございます。  
それでは次に協議第23号 介護保険事業の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 介護保険専門部会の榊でございます。それでは説明いたします。  
協議第23号 介護保険事業の取扱いについてであります。  
まず、提案文を読み上げます。  
介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。  
1 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）までは、現行どおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）を新市において策定する。  
2 介護保険料率については、平成18年度に統一する。  
3 介護保険料単独減免措置事業については、弘前市の例による。  
4 保険料の納期については、弘前市の例による。  
以上が提案内容であります。  
詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。  
1は、介護保険事業計画についてであります。  
現在は、3市町村がそれぞれ平成15年度から5カ年の第2期介護保険事業計画をもって介護保険事業を運営しております。  
介護保険事業計画は、合併時には旧市町村の事業計画を廃止し、新市の事業計画を策定する必要があります。ただし、関係市町村により合併後の事業運営や介護サービス基盤の整備の進め方について合意され、かつ、その内容が旧市町村の事業計画と大きく異なる場合は、第2期事業運営期間の終期である平成17年度までは、旧市町村の現在の事業計画の集合をもって新市の計画として取り扱うことも可能であるとされているものであります。  
調整方針は、「第3期事業計画を新市において作成する。」で、合併時は、旧市町村の事業計画の集合をもって新市の事業計画とし、平成18年度から平成20年度を計画期間とする第3期介護保険事業計画を新市において策定しようとするものであります。  
2は、介護保険料率についてであります。  
介護保険料率は、介護保険事業計画の調整方針に併せ、平成18年度から統一しようとするものであります。ただし、具体的な料率については、介護保険事業計画で設定される保険給付費に見合うように算定することになります。  
3は、介護保険料単独減免措置事業についてであります。

現在は、弘前市のみで市町村単独の介護保険料減免措置事業を実施しております。その内容は、生活保護基準相当以下の収入で、生活保護を受給していない者の介護保険料を申請に基づき減免するものであります。

調整方針は、「弘前市の例による。」で、介護保険料の統一に併せ平成18年度から新市全域において実施しようとするものであります。

4は、保険料の納期の設定についてであります。

現在は、弘前市が8期制、岩木町が6期制、相馬村が4期制となっております。

調整方針は、「弘前市の例による。」で、7月から翌年2月までの8期制にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようですので、それでは次に（8）協議第24号 消防団の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局

消防本部の福原です。よろしくお願いたします。

協議第24号 消防団の取扱いについてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

#### 1 消防団の組織機構

（1）3市町村の消防団員は、新市の消防団員として引き継ぐ。

（2）組織については、合併時に方面団方式を採用し、方面団の中に地区団を配置する体制に再編する。

#### 2 消防団員の報酬等

（1）報酬及び手当については、合併時に再編する。

（2）費用弁償（旅費）については、新市の一般職の職員の例による。

#### 3 消防団員の任免

（1）任免については、弘前市の例により、合併時に統合する。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2ページは、消防団組織機構についてであります。

現在の消防団の組織は、弘前市が地区団制を設けている以外は、3市町村ともほぼ同じ組織体制を採っております。合併後は、ただちに一体的な統合体制を採り、指揮命令系統を明確にする必要があるため、調整方針は、「合併時に再編する。」としております。

具体的な調整内容としては、一つ目として、3市町村の消防団員は、新市の消防団員として引き継ぐこと、二つ目として、組織については、合併時に方面団方式を採用

し、方面団の中に地区団を配置する体制に再編することとしております。なお、3ページには、参考として合併後の組織図を示しております。

続いて4ページをお開きください。

消防団員の報酬等についてであります。

現在は、費用弁償の旅費については、3市町村ともに一般職の職員になっておりますが、報酬及び手当については額や制度に相違があるため、合併時にこれらを統合する必要があります。

調整方針は、「その他」となっておりまして、その具体的調整内容の一つ目は、報酬及び手当については、合併時に再編するというものであります。

報酬については、基本的に弘前市の例を基準としていますが、分団長階級のうち、地区副団長と分団長の報酬額を岩木町の例によることとし、全体として団員の報酬が下がらないように調整するものであります。

具体的調整内容の二つ目として、費用弁償の旅費については、新市の一般職の職員の例によることとしております。

なお、調整後の具体的な額については、調整案シートの中にお示ししたとおりでございます。

続いて5ページをお開きください。

消防団員の任免についてであります。

現在は、3市町村において定年制度に相違が見られるため、これを統合する必要があります。

調整方針は、「弘前市の例により、合併時に統合する」となっておりまして、職名に応じた定年制度を採っている弘前市の例にならうこととしたものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。  
次に入る前に暫時休憩いたします。

（休憩）

議長（会長） 会議を再開いたします。  
それでは（9）協議第25号 男女共同参画推進関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第25号 男女共同参画推進関係事業についてであります。  
まず、1ページの提案文を読み上げます。  
男女共同参画推進関係事業について、次のとおり提案する。

男女共同参画推進関係事業については、弘前市の例により、合併時に統合する。  
以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページには、事業の現況を示してございます。

岩木町と相馬村では自主事業は実施しておらず、弘前市のみが実施しております。  
その内容は、男女共同参画推進施策の企画・立案、男女共同参画に関する情報収集等の総合調整事務のほか、男女共同参画推進セミナー開催等の事業を実施しております。

これらを弘前市の例により、新市全域において実施していこうとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がございませんので、それでは次に（10）協議第26号 姉妹都市・国際交流関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第26号 姉妹都市・国際交流関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

姉妹都市・国際交流関係事業について、次のとおり提案する。

交流事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、原則として対象範囲を新市全体に拡大する。

なお、合併後の事業の実施状況を踏まえ、平成20年度をめどに見直します。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

現在、姉妹都市等の交流事業を行っているのは、弘前市と岩木町であり、調整案シートに記載のそれぞれ2団体と締結しております。市町村合併により提携関係は失効するものの、これらは官民一体となった交流事業を行っていることから、その交流自体は現行のとおり新市に引き継ぎ、市民や各種団体の意見を踏まえながら、平成20年度をめどに見直しますものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がございませんので、それでは次に（11）協議第27号 広報広聴関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第 27 号 広報広聴関係事業についてであります。

まず、1 ページの提案文を読み上げます。

広報広聴関係事業について、次のとおり提案する。

1 広報紙の発行回数は 1 日と 15 日の月 2 回とし、規格は A4 判とする。

2 配布方法については、平成 20 年度をめどに再編する。

以上が提案内容であります。

2 ページをご覧ください。

2 ページには、3 市町村の広報紙の発行状況並びに各家庭への配布方法をまとめてございます。

弘前市と岩木町は月 2 回の発行ですが、相馬村は月 1 回の発行となっております。また、紙面の大きさも差異がございます。さらに、弘前市と岩木町は町会組織を通じた配布を行っておりますが、相馬村は行政連絡員を通じての配布となっております。

新市においては、A4 判で月 2 回の発行とし、その配布方法は平成 20 年度をめどに再編するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長）

ございませんので、それでは次に（12）協議第 28 号 住民活動関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第 28 号 住民活動関係事業についてであります。

まず、1 ページの提案文を読み上げます。

住民活動関係事業について、次のとおり提案する。

1 町会組織については、現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、町会連合会組織については、合併後統一するよう調整に努める。

2 地域交流センターの管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

以上が提案内容であります。

2 ページをご覧ください。

2 ページは、自治会組織についてであります。3 市町村の個々の自治会については、組織の統一性を図る必要がないことから、現行どおり新市に引き継ぐものであります。また、連合会組織につきましても、合併時は現行どおり新市に引き継ぐこととなりますが、公共的団体でありますので、新市において統一するよう調整を図ろうとするものであります。

3 ページをご覧ください。

3 ページは地域交流センターについてであります。

地域交流センターは、弘前市のみを設置されております。使用料や管理運営は、現行のまま新市に引き継ぐというものであります。

以上であります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ございませので、それでは次に（ 1 3 ）協議第 2 9 号 情報化関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第 2 9 号 情報化関係事業についてであります。

まず、1 ページの提案文を読み上げます。

情報化関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 新市の庁舎間や公共施設を高速ネットワーク網で接続し、施設予約やインターネットを利用できる環境整備を進める。
- 2 小中学校間を結ぶ高速ネットワーク網を整備し、学習や学校間の交流に利用できるようにする。

以上が提案内容であります。

2 ページをご覧ください。

2 ページには、3 市町村において、本庁と公共施設を結んでいる回線の種類を示してございます。なお、回線の速度は、高速回線が最も速く、次いで ISDN 回線、アナログ専用回線の順になっております。ちなみに高速回線はアナログ専用回線の約 1 千倍の速さであります。

弘前市は、出張所と市民課分室がアナログ専用線、一部の公民館が ISDN 回線であります。大部分は高速回線で結ばれております。岩木町と相馬村は、一部の施設は高速回線で結ばれておりますが、大部分が ISDN 回線でございます。

新市においては、これらを高速回線で結ぶ地域公共ネットワークの整備を進め、公共施設においてインターネットを利用できるよう環境の整備を行うとともに、小中学校も高速回線で結び、学習に利用できるようにしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ございませので、それでは次に（ 1 4 ）協議第 3 0 号 交通関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第 3 0 号 交通関係事業についてであります。

まず、1 ページの提案文を読み上げます。

交通関係事業について、次のとおり提案する。

地域住民の生活にとって不可欠なバス路線に対する補助は、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、利用実態や利用者のニーズなどを基に補助路線の再点検を行い、運行経路や運行本数の見直しを行う。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページは、3市町村における国庫補助対象路線の状況についてまとめたものであり、対象路線が18路線となっております。

3ページをご覧ください。

3ページは市町村単独補助路線の状況についてまとめたものであり、国と県の補助対象以外のバス路線に対する補助対象路線数を示しております。

次に4ページをご覧ください。

4ページは県の単独補助路線の状況についてまとめたものであります。

いずれの制度も、通勤通学、通院や買い物などの地域住民の生活にとって不可欠な公共バス路線に対する補助制度であり、現行どおり新市に引き継ごうとするものであります。

ただし、基本的にはそれらの運行路線を維持しながらも、その利用実態や利用者ニーズなどを基に運行経路や本数の見直しを行うことが必要であります。さらに、国、県においては、これらの補助制度の見直しを予定しており、その見直し内容を踏まえた検討が必要であるものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ございませんので、それでは次に（15）協議第31号 消防防災関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第31号 消防防災関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

防災行政無線については、国の動向に合わせ、合併後にデジタル方式による一元化したシステムの整備を図る。

ただし、合併時には、既設無線のリモコン運用により、暫定的に一元化したシステムを活用する。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2ページは、防災行政無線についてであります。

防災行政無線につきましては、現在は、同報系については岩木町と相馬村で設置しており、また、移動系については3市町村とも設置しております。

これらの無線設備は、全てアナログ方式となっており、各市町村で使用している周波数もそれぞれ異なっております。

防災行政無線の周波数は、原則として、1市町村につき、同報無線用固定局、移動系無線局のそれぞれ1波ずつしか使用できないことになっておりますので、合併後は、移行計画書を作成のうえ、周波数を統合する必要があります。

また、国では、平成26年度から28年度をめどに、周波数のデジタル化移行を検討しているということもあり、これらの課題を踏まえて調整いたしました。

調整方針は、「その他」となっております。

具体的な調整内容としては、国の動向に合わせて、合併後にデジタル方式による防災行政無線システムを整備する、というのですが、合併時には暫定的な措置として、既設無線のリモコン運用により一元化したシステムを活用することとしております。

なお、具体的な整備内容につきましては、新市において十分検討を進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようですので、それでは次に（16）協議第32号 納税関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 収納専門部会の柿崎です。よろしくお願いたします。

協議第32号 納税関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

納税関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 前納報奨金については、平成18年度に廃止する。
- 2 納税貯蓄組合事務費補助金については、平成20年度をめどに再編する。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページには、3市町村前納報奨金の状況をまとめてございます。

岩木町は0.5%の割合により交付しておりますが、弘前市は平成16年度に廃止しており、相馬村は平成16年度において0.5%から0.25%に減じております。これらのことから、平成18年度から、前納報奨金は廃止しようとするものであります。

次に3ページをご覧ください。

3ページの調整案シートでは、納税貯蓄組合に対する事務費補助金は3市町村で差異があるという課題に対し、平成20年度をめどに再編するという調整方針を示してございます。

4ページをご覧ください。

4 ページには、納税貯蓄組合に対する 3 市町村の補助基準をまとめてございます。  
以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ございませんので、それでは次に（ 17 ）協議第 33 号 住民生活・防犯関係事業  
について、事務局から説明してください。

事務局 協議第 33 号 住民生活・防犯関係事業についてであります。  
まず、1 ページの提案文を読み上げます。  
住民生活・防犯関係事業について、次のとおり提案する。  
1 行政連絡体制については、平成 20 年度をめぐりに再編する。  
2 街灯・防犯灯の設置・管理及び電気料等の補助については、弘前市の例により、  
平成 18 年度に統合する。  
以上が提案内容であります。  
2 ページをご覧ください。  
2 ページは、行政連絡体制についてであります。  
弘前市は町会からの協力届を出してもらい、行政からの業務を依頼しておりますが、  
岩木町では町会長に委嘱を、相馬村では地区会長を行政連絡員として委嘱して業務を  
依頼しております。  
また、業務依頼による対価は、弘前市は事務費交付金を町会に交付しておりますが、  
岩木町と相馬村は町会長、行政連絡員個人に報酬として支払っているという違いがあ  
ります。  
調整方針は、平成 20 年度をめぐりに再編しようとするものであります。  
3 ページをご覧ください。  
3 ページは街灯・防犯灯の設置・管理についてであります。  
3 市町村で設置者や設置後の管理が異なっております。  
調整方針は「弘前市の例により翌年度に統合する。」で、行政で設置した街灯・防  
犯灯は、地元の町会や地区会と無償の維持管理契約を締結しようとするものでありま  
す。  
4 ページをご覧ください。  
4 ページは街灯・防犯灯の電気料等の補助についてであります。  
3 市町村で電気料や修繕料の補助に違いがあります。  
調整方針は「弘前市の例により翌年度に統合する。」で、町会が街灯・防犯灯を管  
理し、電力会社と電気料支払契約を結び、電気料を支払った町会に弘前市の交付要綱  
に基づき交付金を交付しようとするものであります。  
以上でございます。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。  
以上で第3回協議会の協議事項の内容について説明を申し上げました。  
1件ずつについてご質問を受けておりますが、この全件をとおして何かございましたらご質問をお受けいたします。

三上 昇委員 協議第17号にさかのぼってもよろしいですか。タイミングをしくじりましたので。職員の身分の取扱いの中で、現給を保証したうえで合併後必要に応じて調整するとございましたけども、保証したうえで調整するという意味合いなんですけども、これは下降修正はしないと理解してよろしいんでしょうか。

事務局 はい、いま三上委員の方からおっしゃられたとおりでございます

議長（会長） その他にございませんか。

（なしの声）

事務局 資料の訂正がございますのでお願いしたいと思います。  
協議第30号 交通関係事業についての4ページをお開きいただきたいと思えます。  
事務事業調整案、地域生活交通路線維持費補助金（県単独補助）の各自治体の現況がございます。その中に平成16年度補助対象状況の表がございます。まず補助対象路線、弘前市4系統、岩木町1系統、相馬村1系統、合計4系統になっておりますが、合計の「4」を「6」系統に訂正願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（会長） どうか訂正よろしく願いいたします。  
それでは本日の協議を終了いたします。  
次回は1月30日、第3回協議会でございます。岩木町で開催をいたしますのでよろしく願いをいたします。  
きょうは大変ありがとうございました。

事務局長 以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。  
どうも本日はありがとうございました。